

## 年金情報 < 病気やケガによる年金 >

〜 『人工関節の置換』は障害年金の対象になります! 〜

これまでも何度か記事を掲載しておりますが、意外と認知度が低い「障害共済年金」についてお知らせします。8月に開催した『退職者年金説明会』で、初めてご自分が障害年金に該当すると認識された方もおいでました。



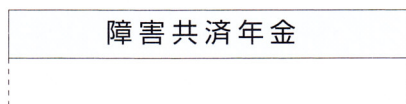
### 『障害共済年金』

組合員である間に病気または負傷し、初診日から1年6月を経過して一定の障害程度にあると、障害共済年金に該当する場合があります。

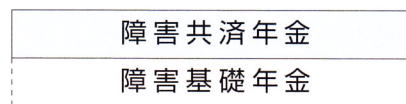
障害共済年金は1級から3級の等級で表され、障害等級が2級以上になると、日本年金機構(旧社会保険庁)から原則として障害基礎年金が支給されます。(身体障害者手帳の等級判定とは異なります。)

#### <参考> 障害等級の概要

1級 = 他人の介助をうけなければほとんど自分の用を済ませることが出来ない程度
2級 = 日常生活が著しい制限を受ける程度等の障害を有するもの
3級 = 労働が著しい制限を受ける程度等の障害を有するもの



▲3級の場合



▲1級または2級の場合

※障害共済年金は在職中は支給停止となりますが、障害基礎年金は在職中でも支給されます。

### 特例7症例について

次の症例は必ず障害年金に該当します。下記症例に該当する方で障害年金の申請をされていない方は共済組合までご連絡ください。

(石川支部 年金係 076-225-1848)

症 状	障害認定日
① 上肢・下肢を離断又は切断	その日
② 人工骨頭、人工関節を挿入・置換	
③ 心臓ペースメーカー、人工弁を装着	
④ 人工肛門又は人工膀胱を造設、尿路変更施行	
⑤ 喉頭全摘出	
⑥ 在宅酸素療法	在宅酸素療法を開始した日
⑦ 人工透析療法施行	透析開始から3ヶ月を経過した日